

住宅性能向上等工事とは・・・

対象工事項目	補助額
<p>1 次に掲げる耐震改修工事等を行ったものであること。</p> <p>(1) 建築確認日が、昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅であること。</p> <p>(2) 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻暦応答計算による方法を除く。)による耐震診断を行った住宅で、当該診断の判定が、住宅耐震リフォーム前が 1.0 未満であり、かつ、住宅耐震改修工事後が 1.0 以上であるものであること。</p> <p>(3) 上記(2)に規定する耐震診断が「佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士」によって行われたものであること。(平成 28 年度以前に実施された耐震診断については、当該登録建築士以外の建築士により実施されたものを含む。)</p> <p>(4) 建築士が工事監理を行っていること。</p>	10万円
<p>2 - 1 高効率給湯器を設置する工事(エコジョーズ、エコフィール、エコキュート、エネファーム、エコウィル、ハイブリット給湯器など)</p>	3万円
<p>2 - 2 太陽熱を利用した機器を設置する工事(太陽光発電パネル設置を除く)</p>	3万円
<p>2 - 3 一以上の居室の外気に面する壁、床、屋根・天井の全てに断熱材を設置する工事</p>	5万円
<p>2 - 4 窓全部に断熱性を高める二重窓又はペアガラスを設置する工事(浴室、脱衣、便所、物置等の居室以外の窓を除く。)</p>	5万円
<p>2 - 5 その他省エネルギーや環境負荷低減のための工事など知事が適当と認める工事</p>	5万円
<p>3 - 1 住宅内の通路又は出入口の幅を拡張する工事</p>	3万円
<p>3 - 2 便所、浴室、脱衣所その他の居室内及び玄関とこれらの居室等を結ぶ廊下、階段等の経路に 3 箇所以上の手すりを取り付ける工事</p>	1万円
<p>3 - 3 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関とこれらの居室等を結ぶ経路の床の段差のすべてを解消する工事(1階のみでも可)</p>	3万円
<p>3 - 4 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 浴室の床面積を増加させる工事</p> <p>(2) 浴槽をまたぎ高さ(内側又は外側)の低いものに取り替える工事</p>	5万円
<p>3 - 5 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 便所の床面積を増加させる工事</p> <p>(2) 便器を座便式のものに取り替える工事</p> <p>(3) 座便式の便器の座高を高くする工事</p>	5万円
<p>3 - 6 住宅の階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良によりその勾配を緩和する工事</p>	3万円